

2 環 共 第 2 5 2 0 号
令 和 3 年 1 月 2 8 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づく土壌の
汚染状態に係る基準の見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成16年福島県規則第10号。以下「規則」という。）で定める土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて

2 諮問理由

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく特定有害物質に係る土壌溶出量基準等が変更されたため、これとの整合性を図るものである。

3 改正内容

- （1） 規則別表第3号で定める土壌溶出量基準のうち、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値を変更する。
- （2） 規則別表第4号で定める土壌含有量基準のうち、カドミウム及びその化合物の基準値を変更する。
- （3） 規則別表第5号で定める第二溶出量基準のうち、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値を変更する。